



気候変動適応近畿広域協議会について

平成31年2月

環境省 近畿地方環境事務所 環境対策課

広域協議会の考え方について

目的及び設置 地域における広域的な連携による気候変動適応に関し、必要な協議を行うため、地域気候変動適応広域協議会を 設置する。(適応法第14条第1項)

目的

- ▶ 地域の適応策に関する優良事例を共有するとともに、気候変動影響に関する科学的知見を整理
- ➤ これまでの地域適応コンソーシアム事業の取組も踏まえ、地域における関係者の 連携をさらに強化し、適応に関する地域レベルでの連携・協力を推進

設置

地方環境事務所が設置されている 7ブロック (北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、 九州沖縄) に設置



協議事項

- (1) 地域の気候変動適応に関する事項
- ② 協議会の運営に関し必要な事項
- (3) その他

>「地域の気候変動適応に関する事項」

- (1) 気候変動適応に関する施策や取組についての情報交換・共有
- (2) 地域における気候変動影響に関する科学的知見の整理
- (3) 地域において気候変動適応を推進する上での課題の整理及び 適応策の検討
- (4) 地域の関係者連携によるプロジェクト等の推進

> 「協議会の運営に関し必要な事項」

- (1) 構成員の追加・削除
- (2) 議長・座長選任の有無
- (3) 協議会開催の頻度や時期
- (4) 分科会などの設置
- (5) 非公開に該当する資料の選定
- ▶ 必要があると認めるときは、国立環境研究所または調査研究機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。(適応法第十四条第2項)

構成 地方環境事務所その他国の行政機関、都道府県、市町村、 地域気候変動適応センター、事業者等その他気候変動適応に関係を 有する者で構成。(適応法第14条 第1項)

- <構成メンバー> 事務局:地方環境事務所
- ・国の地方行政機関、国
- ・都道府県、政令指定都市、その他市町村(必要な範囲で)
- ・地域気候変動適応センター、研究機関、有識者
- ・地域地球温暖化防止活動推進センター※
- ・地域における気候変動適応に関係を有する事業者等※
- ・その他 ※ 地域の状況により、必要に応じて参加

協議会の公開 原則として公開するが、協議会の構成員が公開を望まないものやその他公開を差し控えるものについては、非公開。

- ➤ 会議資料は、関係者と調整後、各地方環境事務所HPやA-PLATで公開
 - ※ 地域適応コンソーシアム事業における調査途上のデータなど、取りまとめ前の資料については、非公開

庶務

- ▶ 各地方環境事務所が行うこととし、日程の調整、会場の手配、議事・当日資料の調整、 当日の運営などを担う。
- ▶ H30~31年度は、地域適応コンソーシアム事業で引き続きサポート。H32年度以降は、 検討中。

気候変動適応近畿広域協議会について

○構成員

地方公共団体:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、

和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

関係省庁:近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、

近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、

大阪管区気象台、近畿地方環境事務所

研究機関:国立研究開発法人農業,食品産業技術総合研究機構

西日本農業研究センター、国立研究開発法人水産研究・

教育機構瀬戸内海区水産研究所

その他:地域気候変動適応センター

地域地球温暖化防止活動推進センター

○事務局

近畿地方環境事務所環境対策課

○アドバイザー

氏 名	所属
白岩 立彦	京都大学農学研究科作物学研究室教授
竹門 康弘	京都大学防災研究所水資源環境研究センター社会・
	生態環境研究領域准教授
中北 英一	京都大学防災研究所気象•水象災害研究部門水文
	気象災害研究分野教授
中山 恵介	神戸大学大学院工学研究科市民工学専攻教授
橋本 博明	広島大学大学院元教授(水圏資源生物学)
吉田 篤正	大阪府立大学大学院工学研究科機械系専攻機械工
	学分野教授

国立研究開発法人国立環境研究所

※アドバイザーについては、コンソーシアム事業終了時点で再検討。

広域協議会

地域での適応の推進

国・地方自治体・研究機関等による協力連携体制



地方公共団体



国の地方支分部局



情報提供、技術的助言



地域気候変動 滴応センター



事業者等

○関係者

日本気象協会、(株) 地域計画建築研究所、 プレック研究所(地域適応コンソーシアム近畿地域事業受託者)、みずほ情報総研(地域適応コンソーシアム全国運営・調査事業受託者)他



協力の要請

国立環境研究所

資料·説明等



国の調査研究機関等

気候変動適応近畿広域協議会の運営方針(案)について

<広域協議会の目標>
地域における気候変動影響への適応策の推進

<広域協議会の役割>

国の地方行政機関、地方公共団体、研究機関など関係機関との連携・協力体制のもと、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な事項を協議し、地域における気候変動適応策の推進を支援する。

<広域協議会における取組方針>

- 1) 気候変動適応に関する施策や取組などの情報交換・共有
- 2) 気候変動の影響に関する科学的知見や適応を推進する上での課題 の整理
- 3)地域の関係者間連携による各種取組の推進
- 4) ステークホルダーへの適応の理解促進

気候変動適応近畿広域協議会の取組方針(案)について

- 1. 気候変動適応近畿広域協議会の開催(大阪府内において年2回開催) 事業計画等の協議、情報共有及び意見交換の場として開催。
- 2. 地域適応コンソーシアム事業の実施(2019年度まで)
 - 1) 先行調査、率先調査の実施(地域のニーズに基づく適応策の検討)
 - 2) 普及啓発事業の実施(気候変動適応への理解促進)
- 3. ワーキンググループ (WG) の設置 具体的なテーマの設定については、構成員の皆様の要望を踏まえて設置。
- 4. 勉強会等の開催 ステークホルダー等への適応の理解促進や適応を推進する上での課題の 解決策を探る。
- 5. 広報活動の実施
 - 1) 近畿地方環境事務所ホームページを活用した情報発信。
 - 2) 気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)への情報提供。
- 6. その他

広域協議会と地域適応コンソーシアム事業の関係(イメージ)



地域適応コンソーシアム近畿地域事業

分野別·機能別 WG1 分野別·機能別 WG2

- ※1 地域コンソーシアム近畿地域事業は、広域協議会のWGの一つとして位置付け。
- ※ 2 分野別・機能別WGは、構成員の課題、要望に基づき、必要に応じて設置。 具体的には、暑熱、土砂災害、農業などの分野別や機能別を想定。